

まちづくり局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、まちづくり局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定める時刻で区分するものとする。

(1) 証明書交付等業務対応会計年度任用職員

ア 9時00分から16時00分まで勤務の日 13時00分

イ 9時30分から16時30分まで勤務の日 13時30分

ウ 10時00分から17時00分まで勤務の日 14時00分

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
景観業務会計年度任用職員	(1)景観法、都市景観条例に基づく届出等審査業務 (2)地区計画形態意匠条例に基づく認定申請審査業務 (3)届出、認定等に関する窓口応接業務 (4)景観形成協議会等活動支援その他景観意識普及業務 (5)その必要な業務	1	計画部都市計画課	計画部景観・地区まちづくり支援担当	29時間	8:45～17:00 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日
交通政策室会計年度任用職員	(1)文書処理業務 (2)物品管理業務 (3)諸手当・通勤状況等管理業務 (4)その他交通政策室補助業務	1	交通政策室	交通政策室	29時間	9:00～17:15 (休憩 12:00～13:00)	火曜日から金曜日までの週4日	月曜日、土曜日及び日曜日
市営住宅管理課業務会計年度任用職員	市営住宅使用料に関するデータ入力、帳票類の整理・確認等	3	住宅政策部市営住宅管理課	住宅政策部市営住宅管理課	28時間 45分	9:15～16:00 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
市営住宅管理課指導・法的措置担当業務会計年度任用職員	(1)資料収集（各区役所、他都市、委託弁護士等照会） (2)データ入力・整理 (3)その他市営住宅管理業務（指導・法的措置）に関すること。	1	住宅政策部市営住宅管理課	住宅政策部市営住宅管理課	28時間 45分	9:15～16:00 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
登戸区画整理事務所会計年度任用職員	(1)庶務業務に関する事務補助 (2)関係権利者に対する受付 (3)その他前記各号に関する連絡業務及び上司から命じられたこと	1	登戸区画整理事務所	登戸区画整理事務所	28時間 45分	9:00～15:45 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
公共建築担当業務対応会計年度任用職員	(1)公共建築工事の建築設計等に関する業務	1	施設整備部施設計画課	施設整備部公共建築担当	28時間 45分	9:00～15:45 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週	土曜日及び日曜日

	(2)その他必要な業務						5日	
電気設備担当業務対応会計年度任用職員	(1)公共建築工事の電気設備に関する業務 (2)その他必要な業務	1	施設整備部施設計画課	施設整備部電気設備担当	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
機械設備担当業務対応会計年度任用職員	(1)公共建築工事の機械設備に関する業務 (2)その他必要な業務	1	施設整備部施設計画課	施設整備部機械設備担当	29時間	9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
証明交付等業務対応会計年度任用職員	(1)証明書交付等業務 (2)建築計画概要書等閲覧対応 (3)窓口案内 (4)金銭取扱事務	3	建築管理課	建築管理課	24時間	9:00~17:00までの間で7時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)を超えない範囲内で別に定める時間	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
宅地企画指導課会計年度任用職員(違反対策幹)	(1)警察等との連絡調整に関すること (2)違反対策業務従事職員と同行した現地調査及び事情聴取等に関すること (3)宅地指導行政への行政暴力等に対する指導に関すること (4)暴力団員等行政対象暴力に係る担当職員への研修に関すること (5)その他局長が必要と認めること	1	指導部宅地企画指導課	指導部宅地企画指導課	29時間	週4日勤務の場合 8:30~16:45 (休憩 12:00~13:00) 週5日勤務の場合 9:42~16:30 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日 又は 月曜日から金曜日までの週5日	土曜日、日曜日及び指定する曜日 又は 土曜日及び日曜日

別表第2 (第3条関係)

会計年度任用職員(月額)の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
景観業務会計年度任用職員	D	行政職給料表(1)1級30号給~35号給
交通政策室会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
市営住宅管理課業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
市営住宅管理課指導・法的措置担当業務会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給

登戸区画整理事務所会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
公共建築担当業務対応会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
電気設備担当業務対応会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
機械設備担当業務対応会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
証明交付等業務対応会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
宅地企画指導課会計年度任用職員（違反对策幹）	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給